

議案第 7 6 号

北名古屋市道路占用料条例の一部改正について

北名古屋市道路占用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和元年 8 月 2 8 日提出

北名古屋市 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、道路法施行令の一部を改正する政令の施行により国道の道路占用料が改められたことに鑑み、市道の道路占用料を改めるため及びガス事業法の一部改正に伴い、関係条文の整理をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市道路占用料条例の一部を改正する条例

北名古屋市道路占用料条例（平成１８年北名古屋市条例第１３６号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第７号中「第２条第１１項」を「第２条第１２項」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第２条関係）

占用物件の種類	区分	単位	占用料 (単位：円)
法第３２条 第１項第１ 号に掲げる 工作物	第１種電柱	１本１年につ き	１，３００
	第２種電柱		２，０００
	第３種電柱		２，７００
	第１種電話柱		１，２００
	第２種電話柱		１，９００
	第３種電話柱		２，６００
	その他の柱類		１２０
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ１メート ル１年につき	１２
	地下に設ける電線そ の他の線類		７
	路上に設ける変圧器	１個１年につ き	１，２００
	地下に設ける変圧器	占用面積１平 方メートル１ 年につき	７１０
	変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	１個１年につ き	２，４００

	郵便差出箱及び信書 便差出箱		9 9 0
	広告塔	表示面積 1 平 方メートル 1 年につき	2 , 6 0 0
	その他のもの	占用面積 1 平 方メートル 1 年につき	2 , 4 0 0
法第 3 2 条 第 1 項第 2 号に掲げる 物件	外径が 0 . 0 7 メー トル未満のもの	長さ 1 メート ル 1 年につき	4 9
	外径が 0 . 0 7 メー トル以上 0 . 1 メー トル未満のもの		7 1
	外径が 0 . 1 メート ル以上 0 . 1 5 メー トル未満のもの		1 1 0
	外径が 0 . 1 5 メー トル以上 0 . 2 メー トル未満のもの		1 4 0
	外径が 0 . 2 メート ル以上 0 . 3 メート ル未満のもの		2 1 0
	外径が 0 . 3 メート ル以上 0 . 4 メート ル未満のもの		2 8 0
	外径が 0 . 4 メート ル以上 0 . 7 メート ル未満のもの		4 9 0
	外径が 0 . 7 メート		7 1 0

	ル以上 1 メートル未 満のもの			
	外径が 1 メートル以 上のもの			
法第 3 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号 に掲げる施設			占用面積 1 平 方メートル 1 年につき	2, 4 0 0
法第 3 2 条 第 1 項第 5 号に掲げる 施設	上空に設ける通路		占用面積 1 平	1, 3 0 0
	地下に設ける通路		方メートル 1	7 9 0
	その他のもの		年につき	2, 4 0 0
法第 3 2 条 第 1 項第 6 号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの		占用面積 1 平 方メートル 1 日につき	2 6
	その他のもの		占用面積 1 平 方メートル 1 月につき	2 6 0
令第 7 条第 1 号に掲げ る物件	看板（ア ーチであ るものを 除く。）	一時的に 設けるも の	表示面積 1 平 方メートル 1 月につき	2 6 0
		その他の もの	表示面積 1 平 方メートル 1 年につき	2, 6 0 0
	標識		1 本 1 年につ き	1, 9 0 0
	旗ざお	祭礼、縁 日その他 の催しに 際し、一	1 本 1 日につ き	2 6

		時的に設けるもの		
		その他のもの	1本1月につき	260
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,600
		その他のもの	1基1月につき	1,300
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートル1月につき	260
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1月につき	240
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物			占用面積1平方メートル1年につき	近傍類似の土地の時価に0.034を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和2年4月1日前に道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第32条第1項若しくは第3項（これらの規定を法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受け、若しくは法第35条（法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により同意を得、又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1

項の規定により許可を受け、若しくは同法第 21 条の規定により協議が成立したことにより道路又は道路予定区域を占用していた者が同日以後において引き続き同一の占用物件により当該道路又は道路予定区域を占用する場合の当該占用物件に係る令和 2 年度以後の各年度の占用料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める場合につき、当該占用物件に係る平成 31 年度の占用料の額（当該占用物件に係る令和 2 年度以後の各年度の占用の期間に相当する期間と当該占用物件に係る平成 31 年度の占用の期間が異なる場合にあっては、当該占用物件に係る令和 2 年度以後の各年度の占用の期間に相当する期間を当該占用物件に係る平成 31 年度の占用の期間として改正前の北名古屋市道路占用料条例第 2 条及び別表の規定により算出した当該占用物件に係る占用料の額）に平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年度以後の各年度の 4 月 1 日までに経過した年数を指数とする 1.2 のべき乗を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）とする。

- (1) ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 12 項に規定するガス事業者、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 17 号に規定する電気事業者及び電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者 改正後の北名古屋市道路占用料条例第 2 条及び別表の規定により算出した当該占用物件に係る令和 2 年度以後の各年度の占用料の額（以下「新占用料額」という。）を当該占用者の事業所ごとに合計した額が調整占用料額を当該占用者の事業所ごとに合計した額を超える場合
- (2) その他の者 新占用料額が調整占用料額を超える場合